

6.1 都民の意見書と事業者の見解

都民の意見	事業者の見解
2020年版に改定されているため、2020年版に基づいた環境配慮を要望する。	北区景観づくり計画の届出前に事前に北区と協議を行っていきます。
(7) 北区景観づくり計画の取組として「北区景観百選2019」を区民参加型で選定し、カインダウンが実行されている。北区景観百選には北清掃工場自体も選定されており、周辺の景観資源も多数紹介されていることから、大変重要な配慮事項として位置づけで頂きたい。	

その他

都民の意見	事業者の見解
(1) 風環境が高層建築物ではないことを理由に選定されていないが、工場棟の面積は1.5倍にも増加し、敷地を広く覆いつくすため、風環境への影響は十分懸念される。敷地北側に都市計画道路補助86号線の空地が生まれれば、道路と建物が相互に影響しあい、風環境への新たな影響が生じる恐れがあるため、予測評価項目に選定すべきである。	新工場の場合、既存の工場棟の高さと変わりません。一般に風害が発生するといわれる地上約50～60m以上の高い建築物ではないため、工場棟の面積は増加する計画ですが、生活環境上の影響を与えようとする風圧、風速の変化は小さいと考えます。また、都市計画道路補助86号線は計画段階であるため、予測条件に反映することができません。このため、予測評価項目として選定しておりません。

事業段階関係区長の意見と事業者の見解

事業段階関係区長である北区長及び足立区長の意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

北区長の意見と事業者の見解

北区長の意見	事業者の見解
<p>全体的事項</p> <p>(1) 事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き、最新技術の導入などを検討し、区民からの意見・要望を踏まえた上で、より一層の環境保全に努めること。</p> <p>(2) 施設稼働後も、温暖化防止を念頭に、おいたエネルギーの使用の合理化や環境保全上の支障となる環境負荷への低減を常に意識し、技術革新の動向を踏まえた上での設備更新や運用改善等を推進していくこと。</p> <p>工事期間中や施設稼働後における周辺自治体及び住民からの声に対して真摯に対応し、安全配慮、公害防止に努めること。</p> <p>環境影響評価の項目に関する事項</p> <p><大気汚染></p> <p>(1) アスベストについて、関係法令等に基づき解体工事における事前調査を実施すること。また、アスベストが確認された場合は、速やかに区へ情報提供を行い、関係法令等に基づき適正に除去及び処分を実施し、飛散防止に努めること。</p> <p>(2) 微小粒子状物質 (PM2.5) について、「予測手法が現在開発途上であり、事業による寄与分を算定することが困難であるため、予測・評価項目として選定しない。」とあるが、環境影響評価書作成時までに、予測・評価手法が確立された場合は、新たに予測・評価すること。</p> <p>(3) 工事施行中の建設機械稼働に伴う排出ガスについて、環境基準を下回り、大気質への影響は最小限に抑えらるるものとあるが、二酸化窒素については、環境基準との差がわずかであることから、十分注意して作業すること。</p> <p>(4) 解体工事期間中のダイオキシン類等の測定を実施すること。実施の際には飛散状況を適切に把握するため、敷地境界において測定を行うこと。また、測定の結果、管理基準を超えた場合は、工事を一時中断</p>	<p>環境影響評価手続で示した環境保全のための措置について、建設工事に際しては、発注仕様書に遵守事項であることを明記し、確実に実施するとともに、建設工事の施工者から提案された最新技術の活用などをすることで、環境保全を図ります。</p> <p>また、工場運営時においても、環境保全のための措置を確実に実施します。</p> <p>施設稼働後においても、環境保全のための措置を確実に実施するとともに、さらなる環境負荷への低減のため技術革新の動向を注視していきます。</p> <p>また、工事期間中及び施設稼働後は、当組合職員が現場に常駐し、周辺自治体及び住民からの声には迅速かつ真摯に対応してまいります。</p> <p>調査については、関係法令等を遵守し、適切に対応してまいります。また、アスベストの含有が確認された場合にも、速やかに北区へ報告するとともに関係法令等を遵守し、適切に対応してまいります。</p> <p>現行の「東京都環境影響評価技術指針」では、微小粒子状物質(予測・評価の対象ではなく、予測手法も現在開発途上にあることから、予測・評価項目として選定しておりません。今後、予測・評価手法が確立された場合には、適切に対応してまいります。</p> <p>工事の施工に当たっては、最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するとともに、可能な範囲で同時に多数の建設機械が集中して稼働しないように配慮した作業計画を立てるなど、環境影響の低減に努めます。</p> <p>「廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱」(平成14年11月、東京都環境局)に基づき、解体工事の施工前・施工中・施工後に敷地境界の大気中のダイオキシン類の調査を行い</p>

北区長の見解	事業者の見解
<p>し、工程・作業方法の見直しなど、必要な措置を講じること。</p> <p>(5) 周辺には学校や保育園及び住宅が多数存在することから、工事施工中の一般粉じんの発生及び飛散防止について、最新技術の導入を含めた可能な限りの方策を尽くすこと。</p>	<p>ます。</p> <p>解体工事中に当たっては、労働安全衛生規則などの関係法令等に基づいた措置を講じ、労働者の安全を確保するとともに、周辺環境へ十分配慮して適切に施工してまいります。</p> <p>建替工事に際しては、散水などの対策のほか、施工者から提案された最新技術の活用などをすること、一般粉じんの飛散防止に努めます。また、工事中は、現場に監督員が常駐し、近隣の小学校や周辺住民から苦情等が生じた場合は、迅速かつ真摯に対応いたします。</p> <p>最新技術の動向を注視し、周辺環境に配慮した作業計画を立てるなど、環境影響をさらに低減するよう努めます。</p>
<p><騒音・振動></p> <p>(1) 工事施工中の騒音・振動ともに、評価結果は基準値を下回っているが、周辺には学校や保育園及び住宅が多数存在することから、低騒音・低振動型の重機の積極的な採用を含めた最新技術の導入等、より一層の騒音・振動の低減に努めること。</p> <p>(2) 工事車両、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価結果において、全ての地点で環境基準を超過していることから、低公害車両の採用や適正運行により、より一層の騒音低減に努めること。</p>	<p>基準超過は、工事用車両、ごみ収集車両等が原因ではなく、一般車両によるものです。本事業の実施により、工事車両が集中しないよう配車計画を検討してまいります。</p> <p>なお、ごみ収集車両等の走行に際しては、規制速度厳守の注意喚起を行い、騒音の低減に努めます。</p>
<p>(3) 低周波騒音について、既存工場での実測と新工場での機器類の類似性から、予測・評価項目として選定してはいたいが、環境保全の措置として、新工場稼働後に測定し、結果を明らかとすること。</p>	<p>低周波騒音については、既存工場の測定結果等から周辺環境へ影響を及ぼすレベルではないことから環境影響評価の項目に選定していません。</p> <p>ただし、確認のため工事の完了後に低周波騒音を測定し、結果を明らかにします。</p>
<p><土壌汚染></p> <p>(1) 土壌調査について、工場の操業停止後に土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、各単位区画を設定した上で、あらためて土壌調査を行うこと。また、汚染が判明した場合は、速やかに区へ報告を行うとともに、関係法令等に則り適正に処理すること。</p>	<p>「土壌汚染対策法」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、各単位区画を設定した上で、土壌の汚染のおそれの度合いに応じた調査区分地に分類し土壌調査を行います。</p> <p>この調査において汚染が判明した場合は、速やかに北区へ報告するとともに、汚染の除去や拡散防止措置等、関係官庁と協議し、適切に対応します。</p>
<p>(2) 汚染土壌の封込め槽について、槽からの汚染物質の流出がないことを確認するため、槽内の汚染土壌中の有害物質に係る項目に関し、工事の施行期間中を通じて地下水質の調査を実施すること。</p>	<p>封込め槽を設置以降現在まで定期的に地下水質を調査し、汚染物質の流出はないことを確認してまいります。工事中においても、引き続き調査を実施してまいります。</p>

北区長の見解	事業者の見解
<p><日影></p> <p>(1) 日影の予測条件における日影測定面の位置において、等時間日影図を平均地盤面+4.0mとして作成しているが、評価の結果(1)では時間の記載がないため、(2)と同様に時間の変化についても記載すること。</p> <p><景観></p> <p>(1) 当区においては色彩基準をワンセル値により定められているため、評価にあたってはワンセル値により記載すること。</p> <p>(2) 煙突の色彩について、今後更なる検討を行うのか教示願いたい。</p>	<p>(1) の評価の結果は、新施設における日影の影響範囲を示したものになります。</p> <p>(2) の評価の結果は、新旧における日影の違いを示したものになります。</p> <p>評価書案の完成予想図はイメージ図のため、今後、「北区景観づくり計画」に基づく届出及び事前協議について適切に対応してまいります。</p> <p>また、この結果については、事後調査報告書において明らかにします。</p> <p>評価書案の完成予想図はイメージ図のため、今後、「北区景観づくり計画」に基づく届出及び事前協議についても適切に対応してまいります。</p> <p>東京消防庁志茂出張所(予定)について、予測評価への影響は小さいと判断されるため、調査地点の変更はいたしません。</p>
<p><自然との触れ合い活動の場></p> <p>(1) 「北区緑の基本計画2020」に記載のある「公共施設を中心に生物多様性に配慮した緑化」の推進に則り、生物多様性地域戦略を意識した緑化を推進すること。</p> <p>(2) 「面的・線的な樹木の植栽」を行う際は、エコロジカル・ネットワークに配慮した階層構造に富んだ地域在来種の植栽を優先し、生きものを身近に感じられるような緑づくりを検討すること。</p>	<p>「北区緑の基本計画2020」の趣旨を踏まえた緑化を行います。</p>
<p><温室効果ガス></p> <p>(1) 最新の知見や設備導入等による廃熱利用のさらなる効率化、再生可能エネルギーの利活用などを積極的に進めて環境負荷の低減に取り組み、温室効果ガスの排出抑制に努めること。</p>	<p>ごみ発電については、高効率発電設備の導入を図り一層のエネルギー回収を進めるとともに、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを積極的に活用します。</p> <p>また、LED照明等の省エネルギー機器を積極的に導入するなど、より一層の温室効果ガスの排出抑制に努めます。</p>
<p><その他></p> <p>(1) 用途地域図の凡例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種住居地域の高地区区画上から3行目 ・「第2種最低限」を「最低限」へ修正すること。 ・防火地域・準防火地域の解説文1行目「防火地」を「防火地域」へ修正すること。 	<p>用途地域図の凡例について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一種住居地域の高地区区画上から3行目 ・「最低限」に修正します。 ・防火地域・準防火地域の解説文1行目「防火地域」に修正します。 ・準防火地域の行幅円形と長方形の位置を修正します。

北区長の意見	事業者の見解
<p>・ 準防火地域内の行 楕円形と長方形の位置 (文字かかり) を修正すること。 (2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容について ・ 表6.4-2における計画について、最新の計画に反映すること。</p>	<p>環境保全に関する計画等への配慮の内容について ・ 表6.4-2における計画について、最新の計画を反映します。</p>

足立区長の意見と事業者の見解	事業者の見解
<p>足立区長の意見 (1) 工場稼働後の大気 (排気ガス及びVOCs) について、引き続き常時測定を実施すること。</p>	<p>工場稼働後は、引き続き、揮発排出ガスについて、常時監視と2か月毎に1回の測定を実施します。</p>

招 張 (公)

●東京都公安委員会告示第132号

性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性
関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例（平成12
年東京都条例第196号）第2条第3項の規定に基づき指定
区域（平成12年11月1日東京都公安委員会告示第248号）
の一部を次のように改正し、令和3年4月30日から施行す
る。

令和3年4月14日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

表中

港 区	麻布十番一丁目、同二丁目、西麻布一丁目、六本木三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目
-----	--

を

千代田区	内神田三丁目、外神田三丁目
中央 区	銀座五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、日本橋人形町二丁目
港 区	赤坂二丁目、同三丁目、麻布十番一丁目、同二丁目、新橋二丁目、同三丁目、同四丁目、西麻布一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、六本木三丁目、同四丁目、同五丁目、同七丁目

に、

新宿 区	歌舞伎町一丁目、同二丁目、新宿三丁目、大久保一丁目、同二丁目、百人町一丁目、同二丁目
------	--

を

新宿 区	荒木町、歌舞伎町一丁目、同二丁目、新宿二丁目、同三丁目、高田馬場二丁目、西新宿七丁目、百人町一丁目、舟町
------	--

に、

台東 区	上野一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目
------	--------------------------------

を

台東 区	浅草三丁目、上野二丁目、同四丁目、同六丁目、西浅草二丁目、根岸一丁目
------	------------------------------------

に、

墨田 区	錦糸二丁目、同三丁目、同四丁目、江東橋二丁目、同三丁目、同四丁目
------	----------------------------------

を

墨田 区	錦糸三丁目、江東橋二丁目、同三丁目、同四丁目
江東 区	富岡一丁目

に、

品川 区	西五反田一丁目、同二丁目、東五反田一丁目、同二丁目
------	---------------------------

を

品川 区	小山四丁目、西五反田一丁目、東大井五丁目、東五反田一丁目
目黒 区	自由が丘一丁目
大田 区	大森北一丁目、蒲田五丁目、西蒲田七丁目
世田谷区	北沢二丁目、太子堂四丁目

に、

渋谷 区	渋谷一丁目、同二丁目、宇田川町、桜丘町、道玄坂一丁目、同二丁目、円山町
------	-------------------------------------

を

渋谷 区	宇田川町、恵比寿西一丁目、道玄坂一丁目、同二丁目
中野 区	中野五丁目
杉並 区	上荻一丁目、高円寺南四丁目、西荻南三丁目

に、

豊島 区	東池袋一丁目、池袋一丁目、同二丁目、西池袋一丁目
------	--------------------------

を

豊島 区	池袋二丁目、北大塚二丁目、巣鴨二丁目、西池袋一丁目、同三丁目、東池袋一丁目
北 区	赤羽一丁目、赤羽南一丁目
練馬 区	豊玉北五丁目
足立 区	千住二丁目、竹の塚一丁目
葛飾 区	亀有三丁目、新小岩二丁目
江戸川区	西小岩一丁目、南小岩八丁目
八王子市	中町、三崎町、横山町
立川 市	曙町二丁目、錦町二丁目
武蔵野市	吉祥寺本町一丁目、吉祥寺南町一丁目、中町一丁目
府中市	府中町一丁目、宮西町一丁目、宮町一丁目
調布市	布田一丁目
町田市	原町田六丁目
東村山市	栄町二丁目
国分寺市	本町三丁目
羽村市	小作台一丁目
西東京市	ひばりが丘北三丁目

に

公示。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 新宿伊勢丹本店

二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目十四番一号ほか

三 設置者名 株式会社三越伊勢丹ほか三名

四 意見

ア 聴取者 新宿区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和三年三月二十二日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 令和三年四月十四日から同年五月十四日
まで。ただし、東京都の休日に関する条
例（平成元年東京都条例第十号）に定め
る休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見
の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項
の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に
供する。

令和三年四月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称) ケーズデンキ足立一ツ家店

イ 店舗所在地 足立区一ツ家三丁目八番十二号ほか

ウ 設置者名 株式会社ケーズホールディングス

(二)ア 店舗名 (仮称) コピオ長房Aゾーン

イ 店舗所在地 八王子市長房町三百四十番十二

ウ 設置者名 株式会社スーパリアルプス

(三)ア 店舗名 (仮称) コピオ長房Bゾーン

イ 店舗所在地 八王子市長房町三百四十番三十九

ウ 設置者名 株式会社スーパリアルプス

(四)ア 店舗名 中島ビル

イ 店舗所在地 小平市花小金井一丁目二番二十三号

ウ 設置者名 株式会社S M B C 信託銀行

(五)ア 店舗名 D C M ホーマック八王子みなみ野店

イ 店舗所在地 八王子市みなみ野一丁目三番一号

ウ 設置者名 D C M ホーマック株式会社

(六)ア 店舗名 鶴川台ショッピングセンター

イ 店舗所在地 町田市真光寺一丁目二十五番一号

ウ 設置者名 株式会社新都市ライフホールディン
グス

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から(六)までの店舗に係る届出に

ついでには、区市の意見に配慮すると
ともに大規模小売店舗立地法第四条
に基づく指針を勘案し、総合的に判
断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和三年三月三十一日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振
興課（新宿区西新宿二丁目八番一
号）

四 縦覧期間

令和三年四月十四日から同年五月十
四日まで。ただし、東京都の休日
に関する条例（平成元年東京都条例第
十号）に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分
まで。ただし、正午から午後一時ま
でを除く。



発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

